

		建築基準法	消防法	旅館業法
目的		建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準	火災の予防 火災又は地震等の災害による被害を軽減	旅館業の業務の適正な運営の確保 公衆衛生の向上に寄与すること
規制	建築物	主要構造部の防火制限、防火区画(防火戸)、内装制限等	—	一室当たりの床面積
	設備等	排煙設備、非常用照明装置、非常用エレベーター等	建築物に設置する消防用設備等 (例えば、消火器、自動火災報知設備、誘導灯等)	換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生確保に必要な設備 玄関帳場の設置
	ソフト面の対策	—	建物の防火管理 (防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施)	宿泊者名簿を備えること
許可等		建築物を建築(増改築、大規模改修を含む。)しようする場合、建築主事等による建築確認を受けなければならない。 (ホテル等への用途変更も同様)	建築主事等による建築確認において、管轄の消防長又は消防長の同意を得なければならない。 (ホテル等への用途変更も同様)	旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。